

# 安保清和氏所蔵「安保文書」調査概要

新井浩文

はじめに

当館では、現在、「埼玉県史料叢書刊行事業」を実施しており、二〇一一年三月には、「埼玉県史料叢書11古代・中世新出重要史料二」(以下、「同書」)を刊行することができた。<sup>(1)</sup>その際に改めて課題となつたのが新出史料の調査をどのように今後進めていくか、またその成果をどのように公開していくかということである。

折しも昨年度は、「同書」刊行と前後して、テーマ展「中世文書の

世界—鎌倉・室町時代の文書—」が、二〇一一年二月十五日～五月二十九日まで開催された。この展覧会では、「同書」刊行に先立ち、当

館に収蔵されている安保文書をはじめとする約二〇〇点の中世文書、および県外に所在する本県関係約一二〇点の中世文書の複製資料の中から、今回「同書」に収録された鎌倉・室町時代に関連する代表的な中世文書を展示した。その中では、当館が所有する「安保文書」について全三巻三七点のうち鎌倉・室町時代部分の二巻二四点を期間中にすべて公開した。通常であれば原本を公開する機会が少ない中世文書を一举に公開したため、期間中は各種見学会も実施されるなど好評を博した。<sup>(2)</sup>

なお、この展覧会では、安保文書原本だけでなく「同書」に収載した写本類の写真や拙稿<sup>(3)</sup>で紹介した新出史料等を写真パネルで紹介し、安保文書全体の復原を可能な限り試みた。そこで改めて、安保文書の伝来を明らかにする上でも、写本類を調査する必要性を痛感した次第である。そのため、写本としては安保文書中で極めて重要な安保清和氏所蔵「安保文書」の調査を実施するに至つた。<sup>(4)</sup>以下、本稿では今回調査を行つた「同文書」全体の概要と今回改めて確認された新出文書を紹介し、安保文書研究を進める上での一助としている。

## 一 文書の保管状況

安保清和氏所蔵「安保文書」の調査にあたつては、伊藤一美氏の詳細な報告<sup>(5)</sup>による分類を参考させて頂きながら確認作業を進めた。以下、【表】の写本A～Fは伊藤氏の整理による写本名である。

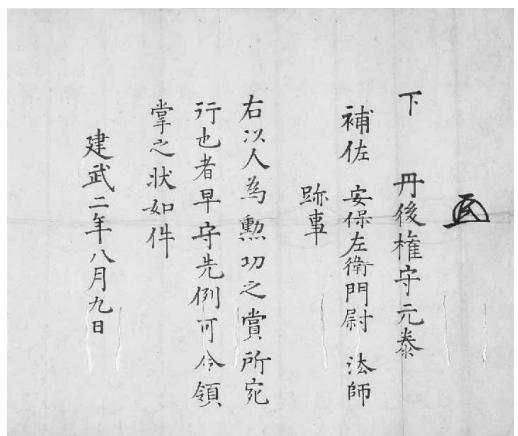
文書は、【写真1】のように木箱と段ボール箱、化粧箱にそれぞれ収められていた。このうち、木箱には写本A・C（いずれも巻子装）・写本B（未表装）と単体の「紙文書」二点、（①建武二年（一二三三五）八月九日足利尊氏奥判下文案写【写真2】・②永享十年（一四二八）八月二十八日御花園天皇倫旨写）が収められていた。<sup>(6)</sup>



【写真1】調査時の安保文書保管状況

②は、横浜市立大学図書館所蔵「安保文書」に原本が存在し、既に周知されているが、①は前掲の伊藤論文で所在が報告されていたものの、本文未紹介のため紹介しておく。なお、本文書写は写本A・D・Fにも所収されているが、本文書を含め誤写が多いので、その中で内容的に問題がないと思われる写本D（後掲【写真8】参照）を参考に校訂したものを掲げる。

## 【史料二】建武二年八月九日 足利尊氏袖判下文写



【写真2】建武2年8月9日 足利尊氏袖判下文写

下 丹後守元泰  
捕佐<sup>(任)</sup> 安保左衛門尉 法師  
跡事  
右以人為勲功之賞所充  
行也者早守先例可令領  
掌之狀如件  
建武二年八月九日

次に箱蓋表に「安保家系図納」と書かれた段ボール箱内に、写本F「安保家系図之一巻」(巻子装)と「安保家類祖碑建立起」(巻子装)が在中、また化粧箱には、近年表装された帙入りの写本D・Eおよび「安保家由緒書」が収められている。

## 二 各写本の特徴

次に各写本の特徴について紹介する。なお、写本A～Fの相関関係は【表】を参照されたい。

### I 写本A

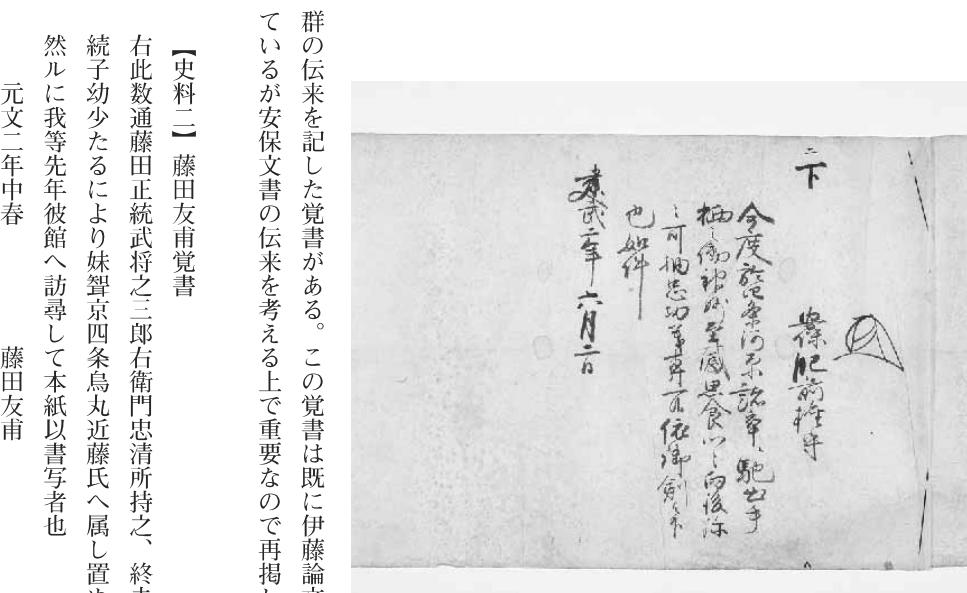
形態は、巻子装で古表装が成されている。他の写本と異なり、原文書を一点一紙ごとに写しているほか、各文書の花押も忠実に書きしている。一紙の寸法は、ほぼ縦二七・六cm・横四〇・一cmである。

次に注記であるが、【表】の写本A No.1～22の各文書の天部に「八」「九」を除く「二」「廿二」までの墨書による注記が【写真3】にみるように確認された。なお、上記の注記は【表】Aの18・23～32には無い。また、【表】Aの2・4・5・14・15・17号文書地部に墨書で「（二）等の注記も見られるほか、A24号文書の袖上に墨書で○の注記、22号文書には鉛筆で○の注記が見られた。

このほか、【表】Aの11号文書の後ろに17号文書の宛名「小貫対馬入道・人見雅楽助」が錯簡されている。このため17号文書には宛所が無い。

写本巻末部分には、元文二年(一七三七)藤田友甫が記した本文書

安保清和氏所蔵「安保文書」調査概要(新井)



【写真3】写本A No.2  
建武2年6月2日 足利尊氏袖判下文字

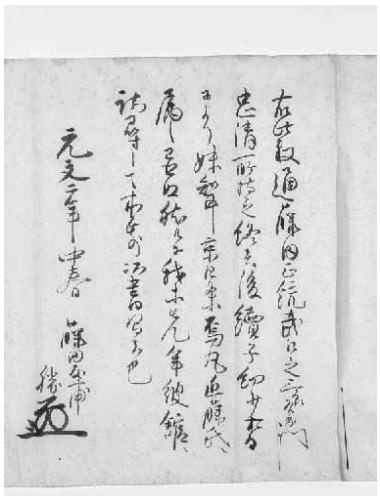
右此数通藤田正統武将之三郎右衛門忠清所持之、終去後  
続子幼少たるにより妹聟京四条烏丸近藤氏へ属し置ぬ  
然ルに我等先年彼館へ訪尋して本紙以書写者也

### 【史料二】藤田友甫覚書

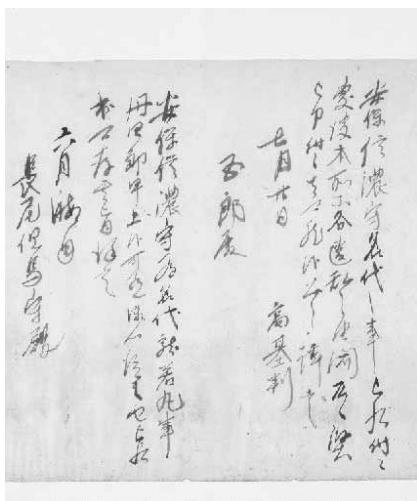
このほか、【表】Aの11号文書の後ろに17号文書の宛名「小貫対馬入道・人見雅楽助」が錯簡されている。このため17号文書には宛所が無い。

元文二年中春

藤田友甫  
勝(花押)



【写真4】写本A 卷末覚書



【写真5】写本B

No.16 年未詳 7月20日 足利高基書状写  
No.17 年未詳 6月晦日 足利高基書状写

この覚書によつて、本文書群が藤田忠清家に伝来したものであること、その嗣子が幼少のため、京都烏丸四条の近藤氏へ嫁いでいた友甫の手に保管されていたという伝来が確認される。<sup>(7)</sup>

## II 写本B

形態は、未表装。各文書との糊継ぎ部分が剥がれてしまつており、まくろりの状態である。花押の書写は、最初の三点のみで、後は「書判」記載もみられない。【表】B1・3号文書と2・5号文書は同一文書の写であるが、筆致からみても本来1・2号文書とは別物であつた可能性がある。

注記は【表】B2号文書の天部に「二」の朱書があり、これは写本Eに見られるものと同じ注記で、本文書は写本Eの文書だった可能性もあるか。また写本Aの注記との関係も考えられる。

なお、写本Aには収録されていない「七月二十日付足利高基書状写」は写本C・D・Fにも存在、伊藤論文から存在は知られるが、内容は未紹介のため次に掲げる。

### 【史料二】年未詳七月二十日 足利高基書状写

安保信濃守名代之事被仰付候

処、彼本所等各違乱之由聞召候、

堅被申付候者可然候、恐々謹言

七月廿日 高基判

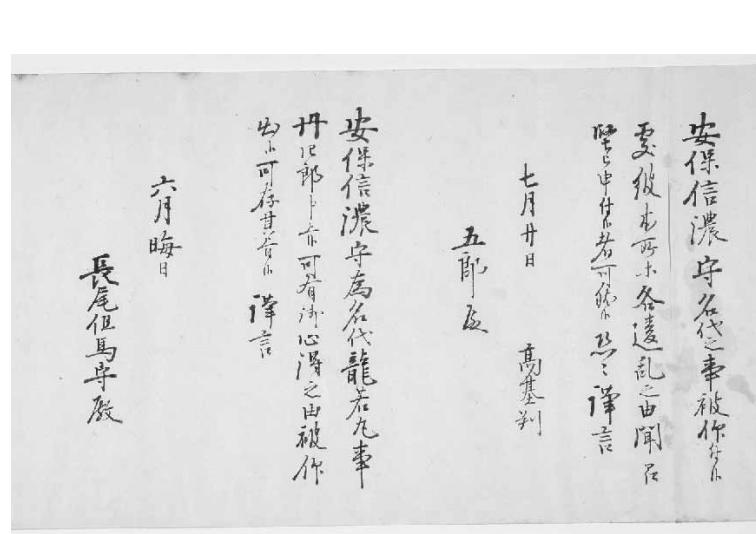
五郎殿<sup>(8)</sup>

また写本Bは、この年未詳七月二十日付足利高基書状写を除く一九点の書写のほか、巻末に前掲の「藤田友甫覚書」とその後に写本とは別表装された「安保家由緒書」から抜粋した天保期までの安保家由緒書と先祖の履歴を載せる。<sup>(9)</sup>

III 写本C



【写真6】写本B 巻末覚ならびに由緒書部分

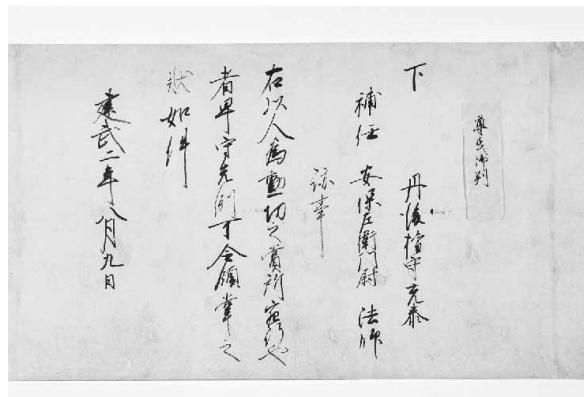


【写真7】写本C No.13 年未詳 7月20日 足利高基書状写  
No.14 年未詳 6月晦日 足利高基書状写

形態は巻子装で古表装。寸法は縦二一・四cm。一覽表写本C 6号文書までは花押影あり。以降は、「〇〇判」の貼紙あり。楷書に近い形で書写している。

#### IV 写本D

形態は巻子装で近年新表装に改装。寸法は縦一九。〇cm。写本Cと同じ配列で、花押部分に「○○判」の貼紙があるなど形態も同じだが、書体は楷書ではなく草書である。また、巻末に後補として大きさの異なる一覧表のD No.30の一紙文書を貼り継いでいる。



【写真8】写本D No.3  
建武2年8月9日 足利尊氏袖判下文写



【写真9】写本D No.30 (巻末)  
応永25年3月28日 足利持氏御判御教書写

#### V 写本E

形態は、巻子装で新表装。寸法は、縦一八。七cm。写本Aと同じく天部に「二」「三」「九」を除く「一」～「廿二」までの朱書による注記がある。また、E 24号文書袖上には、墨書で○の注記が見られる。

武花園太田庄因酒販商事  
事為熟人貿物商力也  
不守之利而被逐至安井

水佐三郎十音大考  
安井信義

武花園後又脚、源村す。

事守家浦も又一弓手主  
シ城入今あたて新後安井

君代士代垂仁帝皇子息速別命號封  
於伊賀國伊賀郡安保姓允恭帝時至

皇子四世孫須珍都主依地名賜安保

君姓其後裔意保賀斯武術絕倫改而

賜建部君延暦三年十一月安保君建部

人上任武藏介赴住武州賀美郡築城鎮

以東方移籍名於其地始於安保也其後

商其後安同國比企郷大領比企姓至

於比企判官能貢絕矣

安保信濃守宗繁古武花園後

又赤長岡郷牛分事肯毛野

吉浦淨妙寺難草木えきし甚

御野清重左近根原一舟

下伏於掌繁之由可破小松代官

之怖如伴

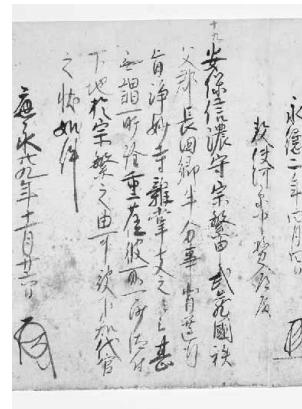
應永十六年十月廿日

## VI 写本F

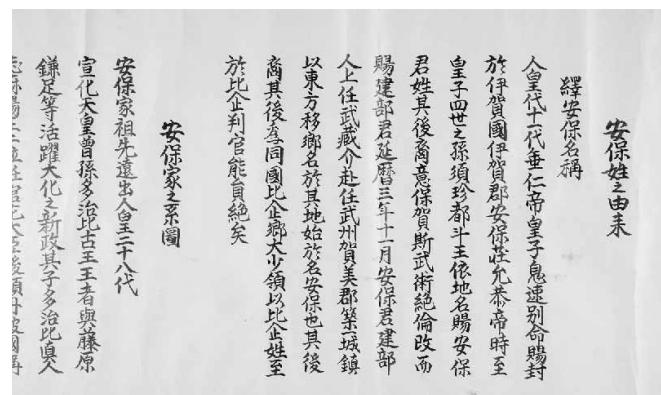
形態は巻子装。寸法は、縦三五・〇cm。題簽の表記は「安保家系図之一巻」。昭和十五年（一九四〇）の紀元二六〇〇年を記念して「安保家墨碑」を建立した際に編纂したものである。内容は、冒頭に「安保姓之由來」・「安保家之系図」、その後に写本C・Dと同じ順で二九点の文書を書写している。なお、巻末に歴代当主の名前が列記されている。<sup>10</sup>

むすびにかえて

以上、大変雑駁だが安保清和家文書の概要について述べた。最後に本調査を終えて現段階で新たに確認された点を述べてむすびとしたい。まず注目されるのは、写本Aと写本Eの天部に見られる「一」・「二」の漢数字である。これらの漢数字は途中異動はあるものの【表】にみるようにその並び順はほぼ一致していることがわかる。よつて、



【写真10】写本E



【写真11】写本F

写本AとEはその成立に際して相関関係にあつたことが知られよう。

また、写本A 23号文書以降には、漢数字が振られておらず、これ以降の写本は別系統の文書群であつた可能性があることから、写本A No.1から22号文書すなわち享徳の乱までの文書が元は一巻として伝来していたものと考えられる。

次に文政十一年（一八二八）に作成された「安保家由緒書」（以下「由緒書」）により、戦国期以後の系譜が明らかにされた。特に、伊藤論文で紹介されたように藤田友輔が兵庫で学者指南をしていたこと、また寛延三年（一七五〇）に没していることから、元文二年（一七三七）に写本Aを作成したことが確認される。中でも、寛永三年（一六二六）に没した安保次郎太夫宗員が、安保氏は信濃国に二代、武藏国に一四代、その後、予州宇和島に落ち延びた先祖が予州安保氏初代となり、以後現在の備後向島の安保氏へとつながっていくことを伝えているが、この安保氏の出自を信濃国としている点は注目される。これは、以前拙稿でも紹介した信州室賀郷を所領とする信濃安保氏一族との関係を考える上で重要な伝承といえよう。<sup>①</sup>

いずれにせよ、武藏国安保郷を本拠地とする武藏安保氏と信濃安保氏が本来一族であつたする伝承は、今後注意深く検討していく必要があるが、本概報では、その目的まで至らないため今後の課題としたい。

末筆ながら、調査を快諾して頂いた安保清和氏に深謝申し上げるとともに、多大なご協力を頂いた伊藤一美氏、共同研究員として本調査を担当して頂いた黒田基樹・清水亮・井上聰の各氏に厚く御礼申し上げます。

## 註

- (1) 「同書」の古代部分については、近年発掘された古代文字資料を遺物ごとに集約し、それぞれ「武藏国木簡集成」「埼玉県出土刻書紡錘車集成」「埼玉県出土墨書土器・文字瓦集成」を収録、また中世部分については、「新編埼玉県史」資料編5中世1および「同」資料編6中世2の刊行以降の新たな鎌倉・室町時代の新出重要史料を中心に「中世」として収録した。

- (2) なお、昨年三月十一日に発生した東日本大震災による計画停電により、期間中展示室を閉室する時間帯があり、来館者には大変ご迷惑をおかけした。この場を借りてお詫び申し上げたい。

- (3) 拙稿「安保文書」伝来に關する覚書」（文書館紀要）22、二〇〇九年）

- (4) 本調査は、二〇一一年度東京大学史料編纂所一般共同研究「埼玉県関連中世武藏武士関係史料の調査・研究」（研究代表者 新井浩文）の一環として実施した。当日の調査者は筆者以外の研究メンバーである黒田基樹氏（駿河台大学准教授・埼玉県史料叢書調査委員）・清水亮氏（埼玉大学准教授・同）・井上聰氏（東大史料編纂所助教）および協力者の伊藤一美氏（逗子市文化財保護審議委員）である。調査は、安保清和氏の自宅にて、二〇一一年八月二十三日～二十四日にかけて行つた。

- (5) 伊藤一美氏「安保文書」の伝来とその写本について」（『埼玉県史研究』二七、二〇〇一年）。

- (6) 木箱は、寸法が縦四七・二cm・横一三・九cm・高一一・〇cmで、箱蓋表には墨書きで「尊氏御判物書類入」、箱蓋裏には同じく墨書きで「建武二年六月

安保肥前權守範頼」、箱裏には「安保權守」の墨書きが確認される。また、一紙文書二点の寸法は、①が縦三七・七cm・横四五・一cm、②が縦四四・九cm・横五六・六cmである。なお、①には包紙があり、表書は「尊氏將軍御

判物壹通」、寸法は縦三九・九cm 横二七・七cmである。

(7) なお、藤田友輔は「安保氏由緒書」に安保次郎太夫の三男で横山にて筆役を勤め、その後兵庫にて学者指南をした後、寛延三年七月十八日に六八才で没した人物と伝える。また、「安保氏系図」に拠れば、「藤田友甫」は安保時宗の三男勝宗で撰津兵庫に出て藤田氏を継いだ人物とされる。(前) 揭伊藤論文

(8) この五郎は、他の安保文書には見られない人物である。

(9) なお、奥書から文政十一年（一八一八）（大元）に安保格之助為綱によつて記されたと思われるこの「安保氏由緒書」から、安保氏の系譜についてその一部分を紹介しておく。

### 【前略】

永正より永禄年中之頃曆々大将軍師之者今川義元・織田信長・羽柴築前守秀吉・明知光秀、此時諸国合戦多し、大将軍義栄公・義昭公御世に至、終時喜此君（智）付所々方々乱致、是付國々知行も失ひ諸國る（流退）致、字和嶋落掛り安保左近尉宗規入道伴嘉平太弥左衛門宗実、弟平三郎頼実宇和島に警留居、天文廿年三月八日宗規六十九才（五）て死す、同後妻天文十八年六月七日年六拾三才（五）て死す、同子壱人死す、真言阿弥陀寺に御輪石墓壹ツ妻子二て式ツ數三ツ

有、安保嘉平太弥左衛門宗実弟（吉三郎）頼実、三男次郎太夫宗貞、妹おしん、嘉平太弥左衛門合四人連れ備後國御調郡向嶋肥汐浦に着船、終に平三郎三十才、妹だき肥汐沖にて終に落し死骸（揚はぎ故）ハ取れず、其時年号永禄元年正月五日也、冲に小嶋式ツ有所、東向キ同所ハ宜敷と思ひ船を附ケしかし碇を入とも繩を取警見合候へば上に少し宮も有様成、其冲立石にとも繩を取、方々見合バ上ハ高山平地有、松之木を切、柱を四方に立、四方に松葉之枝を立上に渋紙を張、下ニハ舟のすいた敷、呉座を敷住居致、此所に家宅軒もなし、兄嘉平太弥左衛門、二男平三郎方々難儀苦勞致、困窮に及び終に妹を海に落し死す、夫故色々と心遣致所病気に成（流浪）る（ろう）三付妻ハなし、第三跡（継）をつがせ安保平太弥左衛門六十一才（五）て肥汐にて死す、永禄五年五月廿一日肥汐にて御輪石墓有、二男吉三郎五十七才（マ）て肥汐にて死す、慶長元年三月三日肥汐へ葬、同後妻の子安保次郎太夫宗貞跡（継）をつがせ神宮寺と申真言寺田尻ニ有、神宮寺にて見届囁ひ此方元より宗旨淨土宗門成、其後尾道御所町宝土寺へ御頼、経文唱貫申候事、其後予州宇和島へ先祖参り致候所、時姫と申妻（連）をつれ帰り、其節江奥清水口參、家を立住居致、其節江奥惣田原ニテ御座候横山大家久家榮なる、

壱才<sup>ニ</sup>て死す、明暦三年八月十八日江奥<sup>ナ</sup>の<sup>丹</sup>とう上樺原口少し高キ所へ葬石の  
かるおも御輪<sup>(五)</sup>石先祖墓之下に夫婦葬ル、同妻時姫明暦元年六月七日六拾三才<sup>ニ</sup>

て死す、其後弥右衛門申事

横山西所に当り半田と申所へ住居致、次に次郎太夫伴見弥右衛門、又其後  
才神と申所へ住居致留ル、一男嘉兵衛ハ清水口より元々肥汐江立帰住居致留ル、

正保年中之頃人々有附嘉兵衛屋敷壱畝十五歩壱反<sup>ニ</sup>付壱石五斗もり平シ安保嘉

兵衛屋敷壱畝十五歩高式斗式升五合、次又弟三勇藤田友輔学者なり、横山<sup>ニ</sup>て

筆役致居、其後兵庫へ参住居致学者指南致候、寛延三年七月十八日六拾八才

兵庫<sup>ニ</sup>て死す、むかしの事なれば子孫末々の者相分り不申、しかしながら肥汐

本家瀬土みや格之助と申者、元より武家方之子孫此武家の志有、京・大阪・江

戸旗本奉公を致、京都四軒屋敷御藏奉行佐々竹三四郎殿御用入支配役相勤、

其時名字を改大元源次為綱、八木丹波守殿・佐藤美濃守殿大坂御在番之時、

河内長左衛門、江戸牛込御門之内、佐久間利太夫殿御宿割之節、私義御用人

支配役相勤、文政九年秋七月廿日出立、大元源次為綱八月二日大坂へ着仕、

大坂上町嶋町二丁目播磨屋十五郎所へ宿 弥々こう<sup>(交代)</sup>然ルハ右次郎太夫予州宇和嶋江

込御座候所、同文政十年亥三月の頃、父上病氣<sup>ニ</sup>付、同亥三月十二日御城内へ入

立、同三月十六日国元へ着船致候。帰宅之上書類改置、文政十一年子二月改

之

【以下、異筆】

天文廿年三月八日六十九才死す

安保左近尉宗規入道

先右衛門押惣領嘉平太弥左衛門、二男吉三郎、  
宇和嶋<sup>ニ</sup>而後妻本惣領伴次郎太夫妹トおふミ五

才宇和嶋<sup>ニ</sup>而死、次妹おしん向嶋干汐沖<sup>ニ</sup>而死  
す、後妻天文十八年六月七日六十三才死す

永禄五年五月廿一日干汐<sup>ニ</sup>而死す

安保嘉平太弥右衛門宗実

年六十一才号、妻なし、弟々ニ繼送次世一男

吉三郎

慶長元年三月三日干汐<sup>ニ</sup>而五十七才死す

安保平三郎頼実

<sup>(ママ)</sup>死す

安保平三郎頼実

死す

寛永三年八月十八日九一才江奥<sup>ニ</sup>而死す

惣領弥右衛門

安保次郎太夫宗員

二男嘉兵衛干汐郷

大坂上町嶋町二丁目播磨屋十五郎所へ宿

<sup>(交代)</sup>然ルハ右次郎太夫予州宇和嶋江

込御座候所、同文政十年亥三月の頃、父上病氣<sup>ニ</sup>付、同亥三月十二日御城内へ入

立、同三月十六日国元へ着船致候。帰宅之上書類改置、文政十一年子二月改

之

家を立住居、其節江奥清水口

寛延三年七月十八日

六十八才兵庫<sup>ニ</sup>而死す

メ兄弟三人



死ス、二男徳次郎年廿三ニテ死ス死ス<sup>(ママ)</sup>、三女お虎、四男千吉（了廿五才左衛門方に養子參）、五女お周、六女峰、七男伝佐、八男宇八郎（了廿五歳で分家ス）、九女のぶ嘉永元年八月八日五時<sup>(疱瘡)</sup>ほそうで死

(10) 以下、掲げる。太夫次郎宗実—嘉兵衛定光—弥右衛門—三右衛門—弥右

衛門—三右衛門—新蔵—三右衛門—三右衛門—新兵衛—新蔵—初太郎—恭作—新造—清和（現当主）—文貴

(11) 註(3)拙稿参照。

**[表] 安保清和氏所蔵「安保文書」一覧**

文書名	年月日	文書名	写本A・No.	写本B・No.	写本C・No.	写本D・No.	写本E・No.	写本F・No.	備考	横浜市大安保文書
元弘3 (1333)	12.19	足利尊氏下文	○1-	○4	○1	○6 (-)	○1	○1	○	○
建武2 (1335)	6. 2	足利尊氏袖判下文	○2-	○2 · 5	○2(二)	○2		○2		
建武2 (1335)	8. 9	足利尊氏奥判下文	○3-	○6	○3	○3	○3	○3	写本以外に単体一紙あり	
建武3 (1336)	12.17	高重茂奉書	○4四	○7	○4	○4	○13 (四)	○4		
應永3 (1340)	8.22	安保光阿譲狀	○5五				○29 (五)			
正平7 (1352)	正. 6	足利尊氏感狀	○6七	○8	○5	○5	○1 (七)	○5	大坪氏田藏	○
正平7 (1352)	2.16	足利尊氏下文	○7八	○9	○6	○6	○3 (八)	○6		○
觀応3 (1352)	4.20	足利尊氏感狀	○8六				○28 (六)			
永徳2 (1382)	4. 4	足利氏滿御教書	○9十	○10	○7	○7	○11 (+)	○7		○
永徳2 (1382)	12.25	足利氏滿御教書	○10十一	○11	○8	○8	○10 (+)	○8		○
應永2 (1395)	10.17	足利氏滿御領死行狀	○11十二	○12	○9	○9	○4 (+)	○9		○
應永2 (1395)	11.28	盛清・宗秀連署打渡狀	○12十三	○13	○10	○10	○15 (+)	○10		○
應永4 (1397)	5.12	足利持氏御教書	○13十四	○14	○11	○11	○5 (+)	○11		○
應永6 (1409)	7. 2	後小松天皇口宣案	○14十五				○8 (+)			
應永6 (1409)		足利義持袖判	○15十六	○19	○16	○16	○7 (+)	○16	BC 袖判なし	○
應永24 (1417)	3.10	上杉憲基施行狀	○16十七	○20	○17	○17	○9 (+)	○17		○
應永24 (1417)	3.23	奉行人連署奉書	○17十八	○1 · 3	○18	○18	○14 (+)	○18	A 宛所なし	○
應永25 (1418)	3. 28	足利持氏御教書	○18				○30			○
應永29 (1422)	11.26	足利持氏御教書	○19十九		○19	○19	○12 (+)	○19	宛名誤記(安房四郎)	○
應永30 (1423)	8.19	足利持氏御教書	○20廿		○20	○20	○2 (廿)	○20		○
永享12 (1440)	11.15	細川持之奉書	○21廿一		○25	○24	○27 (廿一)	○25		
享徳27 (1478)	4. 7	足利成氏安堵狀	○22廿二	○21	○29	○29	○26 (廿二)	○29	宝徳3 (1451)の誤記	○
(年未詳)	2.18	足利高基書狀	○23	○18	○15	○15	○20	○15		
(年未詳)	2.29	足利成氏書狀	○24		○21	○23	○24	○21	E 袖上に○注記	
(年未詳)	3. 3	足利成氏書狀	○25		○22	○28	○25	○22		
(年未詳)	6. 噩	足利高基書狀	○26	○17	○14	○14	○21	○14		
(年未詳)	7. 8	上杉長棟書狀	○27		○26	○18	○26			
(年未詳)	7. 21	簗田高助書狀	○28		○23	○21	○22	○24		
(年未詳)	閏9. 20	上杉長棟書狀	○29		○27	○25	○19	○27		
(年未詳)	11. 9	足利高基書狀	○30		○24	○22	○23	○23		
(年未詳)	11. 15	上杉長棟書狀	○31		○28	○27	○17	○28		
(年未詳)	12. 17	長尾源長書狀	○32	○15	○12	○12	○16	○12		
(年未詳)	7. 20	足利高基書狀	○16	○13	○13	○13	○13	○13		
備考		卷末に由緒書 卷末に由緒書					長尾安貞刻印			

\*算用数字は文書No.に対する各原本の順番。漢数字は墨書による注記、( )は朱書き記を示す。

上記以外に文書No.4文書と「永享10 (1438) 8.28 御花園天皇偏旨」の單体一紙文書がそれ所在する。

